

奈良県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成三十年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
藤原 孝至	SORA鍼灸整骨院 葛城市長尾二四〇番地五	平成三十年三月十六日
小田 良二	おだ整骨院 宇陀市榛原下井足四九一 一階	平成三十年五月一日
猪之良 武	三つ柱鍼灸治療院 橿原市兵部町六一〇 エイ トウッドマンション一〇二	平成三十年五月一日
杉本 信吾	アスモ鍼灸治療所 香芝市瓦口二〇六九一三	平成三十年五月九日
竹内 彰啓	たけうち整骨院 生駒郡三郷町三室一―一四― 一二 三室東クリエイトビル 一〇二号	平成三十年五月九日
大塚 弓子	KEiROW橿原ステーション 橿原市内膳町四―五―一六	平成三十年五月十四日

ナカノビル三階G二